

ヘルステック実証支援事業補助金に係る謝金支給に関する基準

ヘルステック実証支援事業補助金に係る謝金の支給基準を以下のとおり定めて運用する。

第1条 原則

実証事業の実施に必要な活動を行うため、専門家等に支払う謝金及び旅費にのみ本基準は適応される。

第2条 謝金支給基準

謝金の額は、1時間につき15,000円（税込）以内とする。（ただし、1日につき、50,000円（税込）を限度とする。）

第3条 旅費支給基準

専門家等への旅費の支給基準は「ヘルステック実証支援補助金に係る旅費支給に関する基準」によるものとする。